

第五十回国会 衆議院 日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会議録 第十一号

昭和四十年十一月六日(土曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 安藤 覺君

理事 木村 武雄君

理事 長谷川四郎君

理事 小林 進君

理事 松本 七郎君

理事 愛知 揆一君

理事 荒木萬壽夫君

理事 井原 岸高君

理事 江崎 真澄君

理事 金子 岩三君

理事 小坂善太郎君

理事 田澤 吉郎君

理事 田中 六助君

理事 中川 俊思君

理事 濱野 清吾君

理事 藤枝 泉介君

理事 増田甲子七君

理事 毛利 松平君

理事 赤路 友藏君

理事 石橋 政嗣君

理事 戸叶 里子君

理事 楢崎弥之助君

理事 穂積 七郎君

理事 山中 吾郎君

理事 横山 利秋君

理事 玉置 一徳君

出席國務大臣

内閣總理大臣 佐藤 榮作君

法務大臣 石井光次郎君

外務大臣 椎名悦三郎君

大蔵大臣 福田 赳夫君

農林大臣 坂田 英一君

理事 園田 直君

理事 福永 一臣君

理事 辻原 弘市君

理事 永末 英一君

理事 赤澤 正道君

理事 荒松清十郎君

理事 宇野 宗佑君

理事 大平 正芳君

理事 鯨岡 兵輔君

理事 田口長治郎君

理事 田中 龍夫君

理事 田村 良平君

理事 永田 亮一君

理事 早川 崇君

理事 本名 武君

理事 三原 朝雄君

理事 山村新治郎君

理事 石野 久男君

理事 岡田 春夫君

理事 中村 重光君

理事 野原 覺君

理事 松井 誠君

理事 横路 節雄君

理事 春日 一幸君

出席政府委員

内閣官房長官 橋本登美三郎君

内閣法制局長官 高辻 正巳君

警視總監 高橋 英二君

警察庁長官 浜中 英二君

警視廳長官 秦野 章君

警備局長 森野 章君

防衛庁参事官 海原 治君

防衛庁参事官 島田 豊君

防衛庁参事官 穴戸 基男君

防衛庁参事官 堀田 政孝君

防衛庁参事官 大村 筆雄君

防衛庁参事官 國井 眞君

防衛施設庁長官 小幡 久男君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

通商産業大臣 三木 武夫君

運輸大臣 中村 寅太君

郵政大臣 郡 祐一君

労働大臣 小平 久雄君

国務大臣 永山 忠則君

国務大臣 松野 頼三君

内閣官房長官 橋本登美三郎君

内閣法制局長官 高辻 正巳君

警視總監 高橋 英二君

警察庁長官 浜中 英二君

警視廳長官 秦野 章君

警備局長 森野 章君

防衛庁参事官 海原 治君

防衛庁参事官 島田 豊君

防衛庁参事官 穴戸 基男君

防衛庁参事官 堀田 政孝君

防衛庁参事官 大村 筆雄君

防衛庁参事官 國井 眞君

防衛施設庁長官 小幡 久男君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

防衛施設庁長官 沼尻 元一君

本日の会議に付した案件

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めの件(条約第一号)

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する法律案(内閣提出第一号)

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第一号)

二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案(内閣提出第二号)

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案(内閣提出第三号)

○安藤委員長 これより会議を開きます。日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めの件、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する法律案、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二号の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案、右各件を一括して議題といたします。

○藤枝委員 付託条約……(発言する者、離席する者多く、議場騒然、聴取不能)

○安藤委員長 ……(議場騒然、聴取不能)賛成の諸君の起立を……(聴取不能)

〔賛成者起立〕

○安藤委員長 起立多数……(議場騒然、聴取不能)……(聴取不能)起立多数……(聴取不能)

委員報告書……(聴取不能)

本日はこの程度……(聴取不能)

〔委員長退席〕

午前十一時三分

〔参照〕

衆議院公報第二十九号(昭和四十年十一月六日)に掲載された十一月六日の日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会の議事経過は、次のとおりである。

△日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会(第十一回)

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

右件は、承認すべきものと議決した。

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する法律案(内閣提出第一号)

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案(内閣提出第二号)

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案(内閣提出第三号)

右各案は、いずれも原案の通り可決した。

〔報告書は附録に掲載〕

日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会議録第八号中正誤

ハシ 段行 誤 正
九一三 からです ですから

同 第九号中正誤

ハシ 段行 誤 正
一三ニ 「日韓条約」以下は、別行となるべきの誤り。

七三末 問題で 問題が
〇二ニ 法案 法律案

〇三ニ 合派 右派
三一一 統一 統一

三二一 声施 声明
三〇一 九ソウルが ソウルで

三三ニ 開陣 開陳

同 第十号中正誤

ハシ 段行 誤 正
四三〇 祭に 際に

八四末 以北に 以北は
〇三ニ 沿帯 沿岸

三一一 八 ですか ですが
六一元 放棄して 放棄した